

〈研究ノート〉

日本の教員制度の現状と課題 －教員免許更新制度について－

石原 義行*¹

Key words : 教員免許状 更新講習

1 はじめに

戦後における我が国の教員免許制度に関して、これまで普遍的に開放制であり、今現在も尚それは継続している。一方、学校の形態により教員免許状は3つに大別され導入している。本稿では、その導入の仕方に着目し、類型別(学校種)や種類別(普通、特別、臨時)に整理し、それらの内訳を明示することで教員免許状制度を検証する。また、教員免許更新制度の更新講習における受講資格者およびその内容についても概観する。さらに、特に近年では教員の資質向上が求められており、教員免許状制度の枠組みの在り方について検証を行うことで、その課題に対する提言も試みる。

2 教員免許更新制度

i 導入における時系列的背景

当初、1983年における自民党文教制度調査会・文教会によって、教員の養成、免許等に関する提言があり、これにより教員免許状の更新の提言がなされた。そして、免許状に対して有効期限を設定し、更新研修に関して重要性を唱え、義務付けることを求めたのである。結果的に、臨時教育審議会および教育改革国民会議において更新制が明示され、それを受けて、中央教育

審議会の答申との関係性が強まっていった¹⁾。2002年に、中央教育審議会では答申「今後の教員免許制度の在り方について」に関して、3つの公示²⁾を行った。しかしながら、この時には、教員免許更新制は見送られ、10年経験者研修の導入をはじめ、免許状失効措置の徹底化によって、教員における適格性を重要視する内容を優先したのである。その後、2005年の中央教育審議会答申では、免許更新制導入に関する根源的な配慮を考慮して、次の5つが提示された。①教員における不可欠な資質能力では、根本的に時代の進展と併行して新たな試みがなされる性格を有している。このことから、教員免許制度を堅実に変容する教員の重要な資質能力に関して恒常させる制度として、再形成することが大切である。②教員免許状に対して、一定の有効期限を設定し、多様な状況で必要とされる教員として不可欠な資質能力が適正に持続されるよう一新されることが重要である。これらを現実的なものにするうえで、教員免許更新制を導入する意義がある。③免許更新制の導入を実施することで、日本での公教育の改善および実現性が高まり、公教育における保護者をはじめ、国民の信頼が構築出来る。④免許更新制について、基本的に不適格教育の除外を目指すのではなく、教員自らによって、日々変動する社会的構成の急激な様相の変動に対して、免許更新後の10年間に、ある意味保証された立場

*¹ Yoshiyuki ISHIHARA
関西福祉大学

によって、教員自身が自信と誇りを認識し、社会構造の理解と信頼を享受していく非常に有用的な制度である。⑤免許更新制を導入することによって、スキル向上および適格性の持続的保持の試みを他の教員政策と協働しながら進めることは、教員全体に及ぶ資質能力の向上や人格形成に貢献でき、教員における信頼を形成することで、大きな意義が創出できる³⁾。

これらを踏まえたうえで、回答申は免許更新制導入に関する意義を「教員の全てが、社会的環境や学校教育が問題視されている課題をはじめ、児童の身体的、精神的な変容に関して、その様々で求められる最新のスキル・テクニクなどが修得できるとしている。主に、教員免許状の位置付けとして、国立・公立・私立学校を軸とした教員資格を意味し、現職教員以外でも、毎年たくさんの免許状取得者が生まれている。また、昨今において言及すれば、民間企業からの出身者など、様々な教員への人材登用が拡大している。これらを考えると、免許更新制を導入することで、国立・公立・私立の設置者をはじめ、地域などに関係せずして、我が国のほとんどにおいて公教育の改善・充実を推進できることが期待できる」⁴⁾。

その後、2007年の教育職員免許法の改正が実施され、教員免許更新制度は成立し、2009年より免許状更新講習が実質的に開始された。この直接的な要因としては、2007年に開催された中央教育審議会が「教育基本法改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」に関する答申を報告し、教員免許更新制の導入に提言を行ったことから発していると考えられる。

ii 教員免許状に関する種類

教員免許状は、申請者に対して、各都道府県教育委員会から授与されるもので、大別すると、普通免許状、特別免許状、臨時免許状の3つに分類できる。普通免許状では、教諭、養護教

諭、栄養教諭の免許状を意味し、我が国におけるほぼ全ての学校で有効である。有効期間に関しては、これまで長い間、期限は特に設定されていなかったが、2007年に改正された教育職員免許法により、普通免許状の有効期間は10年を経過する日の属する年度の末日までに変更された。

この免許状は、授与者の各々の学位に即して専修免許状、一種免許状、二種免許状を習得することが可能である。特別免許状では、高いスキルや高度な知識や技能を持つ社会人において、全国の都道府県別に開催される教育職員検定の合格者に対して授与される教諭の免許状である。この免許状は、1988年に臨時教育審議会の答申が要因となり、加えて、教育職員免許法改正に伴って制度化された特別非常勤講師制度と同様の同時期に成立したものであり、授与を受けた都道府県内の学校のみで、10年間の有効期間を持つ。臨時免許状では、特に、助教諭、養護助教諭が授けられる免許状であり、普通免許状を持つ者の採用が困難な場合のみ、教育職員検定に合格すれば授与される。この免許状は、授与を受けた都道府県内の学校でのみ有効であり、有効期間は3年である。

3 課題

これまで教員免許更新制度の枠組みや現状に関して言及してきたが、この教員免許更新制度の最大の課題は、更新講習について受講できる者に制限があることである。例えば、教員採用試験で不合格となり、受験勉強に励む浪人生をはじめ、予備校や塾などの民間企業、さらには一般公務員などに就職した者に対しては受講対象にならず、10年経過後に免許状は失効する。しかし、2008年度より前に教員免許状を取得した者は、失効状態になるが、消滅することなく、更新講習の受講義務を満たし、回復講習を受講することによって免許状が改めて授与され

る。一方、2009年度以降に授与された免許状では、期限は10年であることから、一度効力を損失してしまうと更新講習は受講できず、免許状を授与されることが出来なくなる可能性が出てくる。

また、教員経験が皆無で民間企業などに従事する社会人が、有効期間を有する免許状を持っていたとしても、失効期限になった際は、教員採用試験の合格、もしくは、講師登録が無ければ、更新講習に対して受講できないのである。また、教員採用試験に関する受験および講師の登録は、教員免許状を保有していることが条件であり、2008年度以前の免許状では、応募可能となっているが、2009年度以降の免許状に関しては、期間切れによって法的に失効した際に、更新講習に応募できない可能性もある。さらに、多様な背景（介護、育児、ボランティアなど）の下に従事していた者でも、教員経験が無ければ更新講習の受講資格は無い。2008年度以前の免許状では、教壇には立てないが、免許状が無効となるわけではない。但し、2009年度以降の免許状では、有効期間が経過し法的に免許が失効することで、改めて免許申請が必要な立場となり費用負担が増大する。

4 課題対策への提言

現状の課題を勘案するうえで、根源的に、教員職員免許法により教員免許更新制は制定されていることから、それを廃止するには法改正が必要である。しかしながら、非常に困難であろう。大前提として、免許更新制は元より更新講習の廃止が理想的ではあるが、現実的施策として検討した場合、1 つめに、免許更新の要件に関して、更新講習受講以外の環境にも拡大すべきであると考え。例えば、現役の教員、過去の教員経験者、そして、教員採用見込み者に対し、各々のスキルや経験に対し、適正な講習体制を構築することも必要ではないか。2 つめ

に、主に幼保関連の講習に関して、例えば、教職員支援機構などが主体となって、学校種別にe-Learningを活用し、更新講習にICTを導入することも有用であると考え。

これらを踏まえ、全国の大学などを試験会場として、教職員支援機構などが試験用紙の配信や管理を行うなど、TOEICや各種資格試験などのスキームを参考に講習を実施することも可能ではないか。各大学との協調も、講師手配をはじめ進行調整や申込み処理など煩雑になる部分を除き、試験だけを担当するというのであれば、この新たな試みも実現性が高まると思われる。

註

- 1 八尾坂修（2005）「教員免許更新制をめぐる今日的論議」九州大学大学院人間環境学研究院『教育経営学研究紀要』8
- 2 ①教員免許状の総合化・弾力化の方向性、②教員免許更新制の可能性、③特別免許状の活用促進に触れ、各々に関する詳細を具体策に提言し、教員免許制度における新しい枠組みを明らかにした。
- 3 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337010.htm
- 4 同上。

参考文献

- 小林正直（2008）「教員免許更新制の導入と教育現場への影響－教育職員免許法改正と他の教育関連法改正との交錯」『季刊教育法』156号、エイデル研究所
- 清水康幸（2008）「教員免許更新制とは何か」『教育』第58巻第2号、国土社
- 谷口聡（2008）「教員免許更新制の法制上・運用上の諸問題」『人間と教育』第59号、旬報社
- 文部科学省（2006）「今後の教員養成・免許制度の在り方について」中央教育審議会答申
- 文部科学省（2012）「教職生活の全体を通じた教員の

資質能力の総合的な向上方策について」中央教育
審議会答申

三宅浩子（2007）「教員免許更新制度の政策過程に関
する予備的考察—2004年中央教育審議会

山口和孝（2008）「重大な問題点・矛盾を抱える教員
免許更新制」『高校のひろば』第69号，旬報社